

新旧対照表
(マチピ加盟店規約の改正)

2026年7月15日

改定後	改定前
第2条（定義） 3）「マチピ」とは、まちづくり松山が発行するポイントのことをいい、利用者が、マチピ加盟店の店舗等において、まちづくり松山所定の方法で商品の購入又はサービスを利用したとき、その他まちづくり松山が別途定める事項を行った場合に、まちづくり松山が当該マチピ会員に対して付与するポイントをいいます。なお、マチピのうち、まちづくり松山が利用可能な店舗、商品又はサービスを限定して発行するものを「マチピ（限定）」といいます。	第2条（定義） （3）「マチピ」とは、まちづくり松山が発行するポイントのことをいい、利用者が、マチピ加盟店の店舗等において、まちづくり松山所定の方法で商品の購入又はサービスを利用したとき、その他まちづくり松山が別途定める事項を行った場合に、まちづくり松山が当該マチピ会員に対して付与するポイントをいいます。
第5条（ポイント充当サービス） 利用者が、加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、マチカカード等を提示して又はまちづくり松山所定の行為を行って、商品の購入代金等の一部又は全部につきその保有するマチピを支払方法として利用することを望んだ場合、加盟店は、規約等に従いマチピを当該商品の購入代金等の一部又は全部に充当することとします。ただし、マチピ（限定）については、あらかじめまちづくり松山が指定した利用可能店舗においてのみ充当できるものとします。	第5条（ポイント充当サービス） 利用者が、加盟店の店舗等で商品の購入等をする際に、マチカカード等を提示して又はまちづくり松山所定の行為を行って、商品の購入代金等の一部又は全部につきその保有するマチピを支払方法として利用することを望んだ場合、加盟店は、規約等に従いマチピを当該商品の購入代金等の一部又は全部に充当することとします。
第10条（ポイント料金） 6. マチピ（限定）の付与にかかるポイント料金、システム利用料、その他当該ポイントの発行・運用に伴い加盟店が負担すべき費用及びその支払方法等については、前各項の定めにかかわらず、まちづくり松山と加盟店との間で別途合意した定めに従うものとします。なお、通常のマチピに関して	第10条（ポイント料金） 【追加】

